

よくある質問

令和2年1月30日
一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

No.	質問	回答
A. 申請について		
1	【様式1】応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても委任を受けた方が代表者として応募申請することが可能です。
2	1者で複数の車両を応募する際、応募申請はどのように提出すればよいでしょうか。	様式3、4とそれに付随する添付資料は、車両ごとに作成し、提出書類一覧の5～11の書類を車両ごとに束ねてご提出ください。
3	【様式第3】の「担当者」は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
4	社外秘の内容については提示をしたくありません。	様式第1の誓約事項4のとおり、補助事業にかかわる必要情報を提供いただく必要があります。
B. 申請時の提出書類について		
1	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別での相談は受け付けておりません。
2	応募申請時に提出する電子データ(CD-RもしくはDVD-Rに保管)について、ファイル形式の指定はありますか。	【様式第1】、【様式第2】、【様式第3】、【様式第4】については、協会が提供するExcel形式でファイルをそのまま保管してください(シートを分けて一連のファイルで保管)。 なお、【様式第1】は押印が必要ですので、PDF形式(押印後)のものを併せて保管してください。 その他参考資料等については、作成時のファイル形式のまま保管してください。また、資料のコピー等はPDF形式で保管してください。
3	サプライヤー及び車両の登録は、更新等の必要はございますか。	車両及びサプライヤーの登録は都度登録申請を行う必要があります。
4	グリーンスローモビリティの車両登録のみ 又は、 サプライヤー登録のみで申請することはできますか。	グリーンスローモビリティの車両登録又はサプライヤー登録のいずれかのみを申請することはできません。
5	グリーンスローモビリティの要件とサプライヤーの要件それぞれを満たす必要がありますか。	それぞれ要件を満たす必要があります。
6	様式第1の5つの誓約事項を守れなかった場合はどうなりますか。	当該事業者のサプライヤー登録及び当該事業者が申請した車両の登録を取り消すことがあります。
7	誓約事項のうち、「国に報告します」とありますが、どのように報告するのでしょうか。	所定の様式にて当該年度終了後4月30日までに、環境大臣宛てに報告していただきます。 なお、本公募で登録されたサプライヤーについては、令和2年度の実績を、令和3年4月30日までに報告いただきます。
8	エコモ財団等が行うグリーンスローモビリティの安全走行教育は、サプライヤー登録する年度毎に受講する必要がありますか。	一度受講していれば、次回サプライヤー登録する年度での受講は必要ありません。
9	グリーンスローモビリティの要件に④「ハンドルがあること」とありますが、ハンドルの位置は問いませんか。	ハンドルの位置は問いませんが、申請書に位置を記入してください。

No.	質問	回答
10	様式第3における一充電走行距離および電費については、どのような条件における数値を記載すればよいですか。	本公募においては、「平坦な路面において時速19kmで走行」という条件で測定した数値を記載ください
C. 事業期間について		
1	来年度以降も同様な補助事業はありますか。	環境省では当該事業について平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)まで行う予定としていますが、予算は毎年度審議される結果次年度以降の予算が確保されなかった場合は、補助事業が行われない可能性があります。